

砂利採取法に基づく行政処分基準

(目的)

第1条 この基準は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）の規定により行政処分を行う場合の基準を定め、もって行政処分の適正な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、法、砂利採取法施行令（昭和43年政令第241号）、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）、砂利の採取計画等に関する規則（昭和43年通商産業省・建設省令第1号）で定めることによる。

2 この基準において、「処分」とは、次に掲げる各号とする。

- (1) 法第12条第1項の規定による登録の取消し又は事業停止の命令
- (2) 法第22条の規定による認可採取計画の変更命令
- (3) 法第23条第1項の規定による砂利採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利採取を停止すべきことを内容とする命令（以下「緊急措置命令等」という。）
- (4) 法第23条第2項の規定による採取跡の埋戻しその他砂利採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを内容とする命令（以下「法違反措置命令」という。）
- (5) 法第26条の規定による認可の取消し又はその認可に係る砂利採取場における砂利採取の停止の命令

(登録の取消しの基準：法第12条第1項関係)

第3条 法第3条の規定により茨城県知事（以下「知事」という。）から砂利採取業の登録を受けた者（以下「登録砂利採取業者」という。）に対する法第12条第1項による処分基準は次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる要件に該当したときは、登録を取り消すものとする。
- (2) 別表2に掲げる要件に該当したときは、6箇月の事業停止を命ずるものとする。
- (3) 別表3に掲げる要件に該当したときは、3箇月の事業停止を命ずるものとする。

2 知事は、違反行為の内容、態様、状況その他の諸般の事情を勘案して、登録砂利採取業者の事業の全部又は一部の停止を命じるものとする。

(認可の取消しの基準：法第26条関係)

第4条 法第16条の規定により、知事から砂利採取計画の認可を受けた者（以下「認可砂利採取業者」という。）に対する、法第26条による処分基準は次のとおりとする。

- (1) 別表4に掲げる要件に該当したときは、認可を取り消すものとする。
- (2) 別表5に掲げる要件に該当したときは、6箇月の砂利採取停止を命ずるものとする。

する。

- (3) 別表 6 に掲げる要件に該当したときは、3 箇月の砂利採取停止を命ずるものとする。

(認可採取計画の変更命令の基準)

第 5 条 認可を受けた採取計画に基づいて行われている砂利の採取が、法第 19 条に規定する要件（砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるとき）に該当すると認められるときは、法第 22 条により、認可砂利採取業者に対し、当該認可採取計画の変更を命じるものとする。

(緊急措置命令等の基準)

第 6 条 知事は、砂利採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、法第 23 条第 1 項により認可砂利採取業者に対し、緊急措置命令等を命じるものとする。

- 2 前項の場合において、「砂利の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき」とは、現に災害が発生している場合のほか、災害が発生するおそれがあり、災害の防止のための措置又は砂利の採取の停止が必要と認められる場合をいう。

- 3 災害の防止のための措置と砂利の採取の停止は、一方に限らず、必要に応じて一方を先行させることも同時に命じることもでき、命じる措置の内容及び停止の期間は、災害の性質、危険性等を勘案して定める。

(法違反措置命令の基準)

第 7 条 知事は、法第 3 条の規定に違反して砂利採取業を行った者（無登録採取）又は法第 16 条若しくは法第 21 条の規定に違反して砂利の採取を行った者（無認可採取・認可採取計画遵守義務違反）に対し、法第 23 条第 2 項により法違反措置命令を命じることができる。

- 2 知事は、災害の性質、危険性等を勘案した上で、採取跡の埋戻し、採取跡の崩壊防止施設の設置、採取跡の整地、危険防止柵の設置、沈澱池の設置その他災害防止のため必要かつ適切な措置を選択することができる。

(軽減措置)

第 8 条 次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、第 3 条及び第 4 条の処分を軽減することができる。ただし、別表 1 第 1 号、第 3 号及び別表 4 第 2 号については適用されない。

- (1) 違反行為について、情報酌量の余地を認められるとき。
(2) 違反行為の確認後、自主的に是正措置を講じたと認められ、当該違反行為の改善措置が著しく良好であると認められるとき。ただし、初犯に限る。
(3) 前 2 号のほか、処分の軽減を行うに足る特段の事情があると認められるとき。

- 2 前項に該当する場合において、処分が登録の取消しであるときは事業停止 6 箇月に、事業停止 6 箇月であるときは事業停止 3 箇月に、事業停止 3 箇月であるときは事業停

止 1 箇月に、認可取消しであるときは砂利採取停止 6 箇月に、砂利採取停止 6 箇月であるときは砂利採取停止 3 箇月に、砂利採取停止 3 箇月であるときは砂利採取停止 1 箇月に処分を軽減する。

(加重措置)

第 9 条 事業停止又は砂利採取の停止を命じる場合で、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、処分を加重することができる。

- (1) 違反行為が、その内容、態様、性質等から悪質であると認められるとき。
- (2) 過去に処分を受けたことがあるとき。
- (3) 現に災害が発生し、又は第三者の権利を侵害するおそれがあるとき
- (4) 前 3 号のほか、処分の加重を行うに足る相当の理由があると認められるとき。

2 前項に該当する場合は、処分が事業停止 6 箇月であるときは登録の取消しに、事業停止 3 箇月であるときは登録の取消し又は事業停止 6 箇月に、砂利採取停止 6 箇月であるときは認可取消しに、砂利採取の停止 3 箇月であるときは認可取消し又は砂利採取停止 6 箇月に処分を加重する。

(関係都道府県知事への通知)

第 10 条 知事は、必要に応じて、関係都道府県知事に対して、登録砂利採取業者の登録を取り消した旨通知することができる。

(告発)

第 11 条 知事は、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条第 2 項の趣旨に従い、法第 7 章（罰則）の規定に該当すると思料するときは、検察官又は司法警察員に対して告発するものとする。

付 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条第1項第1号）

要件	処分内容
1 法第6条第1項第1号、第3号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当することとなったとき（登録拒否事由該当）。 2 法第16条の規定に違反して砂利の採取を行ったとき（無認可採取）。 3 不正の手段により法第3条の登録を受けたとき。	登録取消

別表2（第3条第1項第2号）

要件	処分内容
1 法第6条第1項第6号に該当することとなった場合において、その該当することとなった日から2週間を経過してもなお同号に該当しているとき（砂利採取業務主任者不在が2週間継続）。 2 法第26条の規定による認可の取消しを受けたとき（認可条件違反・認可採取計画遵守義務違反・変更命令又は緊急措置命令等違反・不正手段認可取得による採取計画認可取消）。	事業停止6箇月

別表3（第3条第1項第3号）

要件	処分内容
1 法第9条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（登録事項変更届出違反）。	事業停止3箇月

別表4（第4条第1号）

要件	処分内容
1 法第21条の規定に違反したとき（認可採取計画遵守義務違反）。ただし、認可区域外採取など無認可採取と同程度の悪質性がある場合に限る。 2 不正な手段により法第16条の認可を受けたとき。	認可取消

別表 5 (第 4 条第 2 号)

要件	処分内容
1 法第 31 条第 1 項の条件に違反したとき。ただし、災害の防止に関する場合に限る (認可条件違反)。 2 法第 22 条又は法第 23 条第 1 項の規定による命令に違反したとき (変更命令又は緊急措置命令等違反)。	砂利採取停止 6 箇月

別表 6 (第 4 条第 3 号)

要件	処分内容
1 別表 4 第 1 号ただし書以外で法第 21 条の規定に違反したとき (認可採取計画遵守義務違反)。 2 別表 5 第 1 号ただし書以外で法第 31 条第 1 項の条件に違反したとき (認可条件違反)。	砂利採取停止 3 箇月